様式第３号（第３条関係）

（その１）

確認番号　第　　号

選挙運動用自動車燃料代確認書

　湧水町議会議員及び湧水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条第２号イの規定に基づき，下記の選挙運動用自動車燃料代は，同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　湧水町選挙管理委員会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　委員長　　　　　　　　印

記

１　　　　　　年　　月　　日執行　湧水町長・湧水町議会議員選挙

２　　候補者の氏名

３　　選挙運動用自動車の自動車登録番号

４　　確認金額　　　　　　　　円

備考

１　この確認書は，燃料供給業者に提出してください。

２　この確認書を受領した燃料供給業者は，公費の支払の請求をする場合には，選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに，当該確認書を請求書に添付してください。

３　この確認書に記載された候補者について公職選挙法（昭和２５年法律第100号）第９３条第１号（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には，燃料供給業者は，湧水町に支払を請求することはできません。

（その２）

確認番号　第　　号

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

　湧水町議会議員及び湧水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第８条の規定に基づき，下記の選挙運動用ビラ作成枚数は，同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　湧水町選挙管理委員会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　委員長　　　　　　　　印

記

１　　　　　　年　　月　　日執行　湧水町長・湧水町議会議員選挙

２　　候補者の氏名

３　　選挙運動用ビラ作成枚数　　　　　　枚

備考

１　この確認書は，ビラ作成業者に提出してください。

２　この確認書を受領したビラ作成業者は，公費の支払の請求をする場合には，ビラ作成証明書とともに，当該確認書を請求書に添付してください。

３　この確認書に記載された候補者について公職選挙法（昭和２５年法律第100号）第９３条第１号（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には，ビラ作成業者は，湧水町に支払を請求することはできません。

（その３）

確認番号　第　　号

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

　湧水町議会議員及び湧水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第

１１条の規定に基づき，下記の選挙運動用ポスター作成枚数は，同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　湧水町選挙管理委員会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　委員長　　　　　　　　印

記

１　　　　　　年　　月　　日執行　湧水町長・湧水町議会議員選挙

２　　候補者の氏名

３　　選挙運動用ポスター作成枚数　　　　　　枚

備考

１　この確認書は，ポスター作成業者に提出してください。

２　この確認書を受領したポスター作成業者は，公費の支払の請求をする場合には，ポスター作成証明書とともに，当該確認書を請求書に添付してください。

３　この確認書に記載された候補者について公職選挙法（昭和２５年法律第100号）第９３条第１号（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には，ポスター作成業者は，湧水町に支払を請求することはできません。